



# KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

## 第11回企業法務セミナー・懇親会にご参加ありがとうございました



去る5月22日、山下江法律事務所主催第11回企業法務セミナー「セクハラ、パワハラなど社内トラブル対処法」が、おかげさまで50名近い参加者を迎え

無事終了しました。

今回の講師は、弁護士の柴橋修が務め、セクハラ、パワハラとはなにか、また、職場内にこれらの問題が発生した場合に、会社としてはどのように対策すべきかなどについてお話ししました。

参加者様からは、「セクハラ・パワハラの対処方法などを間違えると、会社にも多大な責任があるということがわかった」「問題が起こらないようシス

テム改善、管理体制の強化をはかりたい」など、たいへん高い評価を受けました。

また、前回より同時開催しております懇親会では、顧問会社様、一般参加者様、そして、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大変ご好評いただきました。

次回は9月25日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



## 弁護士 ON・OFF 第25回

## 弁護士 山口 卓

今回は、お気に入りの一冊について書きます。「あなたに贈る四季の色」という本です。この本は、80の和の色名を、写真と著者のコラムを添えて紹介しています。

普段の生活では、「赤、青、緑、茶」といったある程度大まかな分類で色を表現してしまい、別の色であると認識はできても、結局は同じ色名で表現することも多いと思います。

しかし、この本を読むと、普段は特に意識しなくても、自然界には様々な色が存在し、似ているようでも少しずつ違う色がたくさんあることに気付きます。そして、それぞれの微妙に異なる色に対して、固有の色名が付けられていることを知ることができます。紹介されている色には、朱色、橙色、水色といった色鉛筆でお馴染みの色

もあれば、蘇芳(すおう)、海松色(みるいろ)、椽(つるばみ)のように聞き慣れない色もあります。紹介されている色の中で私が好きなのは、縹色(はなだいろ)、翡翠色(ひすいいろ)、栗色などです。

それぞれの色名に添えられている写真が綺麗で写真集としても十分なのですが、著者のコラムも楽しめます。80もの色名に関する著者の気持ちや思い出などが書かれており、著者の豊かな感受性に触れることができま



あなたに贈る 四季の色



## 弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第25回

### 下請法について（1）

下請法(正式には「下請代金支払遅延等防止法」)は、一定の範囲の親事業者と下請事業者との取引について、親事業者がその優越的地位を利用して行う違法行為を防止し、下請事業者の利益を保護しようとするものです。注意すべきは、ここでいう「下請」は、「元請」「下請」として使われる「下請」の意味ではなく、親事業者と下請事業者が以下の資本規模の関係にある場合のことです。

### 下請法が適用される取引

対象となる取引内容と親事業者と下請事業者の資本規模の関係は以下のとおりです。

1 物品の製造委託・修理委託、プログラムの作成に係る情報成果物作成委託、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託について

親事業者が資本金3億円超の法人事業者に対して、下請事業者が資本金3億円以下の法人事業者(又は個人事業者)。

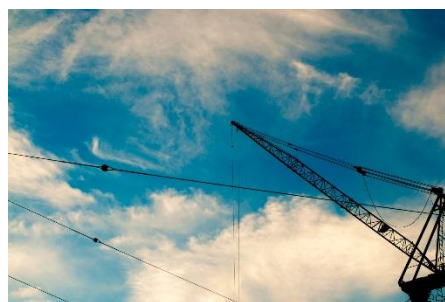
親事業者が資本金1千万円超の3億円以下の法人事業者に対して、下請事業者が資本金1千万円以下の法人事業者(又は個人事業者)。

2 情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く)、役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)について

親事業者が資本金5千万円超の法人事業者に対して、下請事業者が資本金5千万円以下の

法人事業者(又は個人事業者)。

親事業者が資本金1千万円超の5千万円以下の法人事業者に対して、下請事業者が資本金1千万円以下の法人事業者(又は個人事業者)。



### 親事業者の義務

#### 1 書面交付義務

親事業者は、下請取引をする場合には口約束ではなく、発注後直ちに、下請代金の額、支払日、支払方法、受け取る物品など下請取引の内容を明確に記載した書面(発注書面)を、下請事業者にも必ず交付しなければなりません。

#### 2 支払期日を定める義務

親事業者は、下請事業者との合意の下に、あらかじめ、下請代金を支払うべき期日を、物品を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内に定めなければなりません。

#### 3 遅延利息の支払義務

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者にも、納入物品を受領した日から60日を過ぎた日から実際の支払日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければなりません。



#### 4 書類の作成・保存義務

親事業者は、下請取引の内容を記載した書類を作成し、それを2年間保存しなければなりません。

### 親事業者の禁止行為

#### 1 受領拒否の禁止

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物を、下請事業者が納入してきた場合、親事業者が下請事業者に責任がないのに目的物の受領を拒むことはできません。親事業者は、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすることなどもできません。

#### 2 下請代金の支払遅延の禁止

親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内で、あらかじめ定められた支払期日までに、下請事業者に下請代金を支払わなければなりません。

#### 3 下請代金の減額禁止

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにも関わらず発注後に減額することはできません(以下次号に続く)。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

## 事務局コラム 第25回 「慕情」

K. N

ハロン湾に行きたい。

イギリスのテレビ番組でベトナム縦断の旅のゴールとして見た映像が忘れられず、ずっと行ってみたかった。ベトナム旅行に誘われた際は絶対に行きたいと思った。が、残念ながら今回の連休は予約がとれず、フィリピンで過ごすことになった。

期待に胸を膨らませながら飛行機で約4時間、7107もの島からなる国は空港から出た瞬間から熱気と容赦のない日差しで出迎えてくれた。着いた初日、入国して1時間も経たないうちに携帯電話を紛失するという大失態を演じてしまったが(見つかってよかった!),とても有意義で楽しい連休を過ごすことができた。中でも、観光で訪れた島で見た大部分が崩れた教会。そこで出会った祖母と孫の姿に地震に負けない強さと美しさを感じた。

帰国し、日常の中で次の旅先はベトナムをと考えていたが、世界情勢がそうはさせてくれそうにない。

龍が舞い降りたという伝説の、石灰岩の島々を作る自然の迷路に迷い込んでみたいと思いながら今日も仕事をして野球観戦に行く。一緒に旅をして野球観戦に行ける家族や友人、同僚に恵まれたことに感謝が尽きない。



ボホール島の夕暮れ





## 法律事情なう

### ◆第12回企業法務セミナー・懇親会開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。※懇親会も同時開催します！



平成26年9月25日(木)  
《セミナー》18:30～19:20  
《懇親会》19:30～21:00  
講師 副所長・弁護士 田中伸  
“時効にかけない債権管理術”  
会場:TOWANI

(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(一般の方で懇親会のみ参加 5,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

### ◆「イクメン企業同盟」に参加しています！



広島県が発足した、イクメンを応援する企業経営者の同盟「イクメン企業同盟」に参加しています。当事務所は2013年より「子育て応援イクちゃんサービス」にも参加しており、キッズスペースのある相談

室もご用意しております。今後も地域社会の健全な発展に貢献し、その活性化に積極的に関わってまいります。



### ◆交通事故小冊子を無料で差し上げます



交通事故で適正な賠償を受けるために必要な情報をA5版12ページにまとめた小冊子「交通事故で適正な賠償を受けるには」を無料で差し上げております。ご希望の方は、当事務所にご連絡いただくか、交通事故相談専門サイトのお問い合わせフォームに必要事項を明記して送信してください。



<http://www.hiroshima-jiko.com/>

### ◆相続アドバイザーによる「なある」記事掲載

相続アドバイザーの今井と山口が交替で、シニアライフ&介護福祉情報誌「なある」に、エンディングプランについての記事を隔月で寄稿しています。介護福祉関連の施設、行政機関などに無料で設置されていますので、見かけたらぜひご一読ください。



山下江法律事務所  
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703  
営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

